

関東デイルーシリーズ

MATSUMOTO CAR SPORT CLUB
M.C.S.C.

Christmas Rally No.31

特別規則書

組織許可番号:No.:2017-1129

初級者向

開催期間 : 2017年11月25日(土)

主催 : 松本カースポーツクラブ

協力・協賛 : 安曇野市

信州安曇野スイス村

ブリヂストンタイヤ長野販売(株)

JXTG エネルギー(株)

住友ゴム工業(株)

JMRC 関東地域クラブ協議会長野県支部

順不同

第1章 概要.....	3
第1条 競技会の名称	3
第2条 競技格式	3
第3条 競技種目	3
第4条 開催日程および開催場所	3
第5条 プログラム	3
第6条 コース概要	3
第7条 オーガナイザー	3
第8条 組織	3
第2章 参加申込.....	4
第9条 参加申込受付期間	4
第10条 参加申込および問い合わせ先(大会事務局)	4
第11条 参加資格	4
第12条 参加料およびサービス登録料	4
第13条 参加受理及び申し込み事項の変更	5
第14条 参加台数	5
第15条 クラス区分及びシード選手	5
第3章 競技.....	5
第16条 公式車両検査	5
第17条 タイヤ	5
第18条 ルート	6
第19条 計時方法	6
第20条 チェックポイント(CP)	6
第21条 パスコントロールポイント(PC)	6
第22条 CPの通過方法	6
第23条 CPの開設・閉設	6
第24条 減点	6
第25条 競技結果	6
第26条 リタイヤ	7
第27条 参加者の遵守事項および注意事項	7
第28条 罰則	7
第29条 損害の補償	7
第30条 競技会の中止, 延期, 取り止め, 打切り	7
第31条 抗議	7
第32条 賞典	8
第33条 その他	8
付則 9	
付則1 - ゼッケンの貼付場所.....	9
付則2 - 競技会に有効な保険.....	9
補足資料 関東デイルリースシリーズ共通規則書 第16条 クラス区分及びシード選手.....	10

M.C.S.C. クリスマスラリーNo.31

公示

本競技会は日本自動車連盟(JAF)公認のもとに、FIAの国際モータースポーツ競技規則に準拠したJAF国内競技規則、ラリー競技開催規定、2017年関東デイルーシリーズ共通規則書及び本競技会特別規則書に従い開催される。

第1章 概要

第1条 競技会の名称

関東デイルーシリーズ

M.C.S.C. クリスマスラリーNo.31

第2条 競技格式

JAF公認 地方格式/クローズド格式競技 JAF公認番号 2017年 第1129号

第3条 競技種目

四輪自動車によるリライアビリティラン

国内ラリー競技 第1種アベレージラリー(タイムトライアル無し)

第4条 開催日程および開催場所

2017年11月25日(土)

長野県安曇野市周辺

ラリースタート/フィニッシュ:長野県安曇野市 信州安曇野スイス村

第5条 プログラム

参加申込の開始日時	11月6日(月)	10:00	～		大会事務局
参加申込の締切日時	11月18日(土)		～	19:00	大会事務局
公式受付	11月25日(土)	7:30	～	8:30	信州安曇野スイス村
公式車両検査	11月25日(土)	7:45	～	8:45	信州安曇野スイス村駐車場
第1回審査委員会	11月25日(土)	8:30	～	9:00	信州安曇野スイス村
ドライバーズブリーフィング	11月25日(土)	9:15	～		信州安曇野スイス村
ラリースタート	11月25日(土)	10:01	～		信州安曇野スイス村駐車場
ラリーフィニッシュ	11月25日(土)	15:00		(予定)	信州安曇野スイス村駐車場
暫定結果発表	11月25日(土)	15:30		(予定)	信州安曇野スイス村
正式結果発表	11月25日(土)	16:00		(予定)	信州安曇野スイス村
表彰式	11月25日(土)	16:00		(予定)	信州安曇野スイス村

第6条 コース概要

1) コース概要

(1) 路面 : 舗装(ターマック)

(2) 距離 : 約100km

第7条 オーガナイザー

松本カースポーツクラブ(略称 M.C.S.C.)

代表者名 平林 武

第8条 組織

1) 大会役員

大会会長 平林 武

2) 競技会主要役員

(1) 競技会審査委員会

競技会審査委員長 小口 貴久(チーム上高地)

競技会審査委員 吉澤 慎司(水芭蕉)

(2) 競技役員

競技長	池田 徹矢
コース委員長	漆戸あゆみ
計時委員長	輿 成一郎
技術委員長	森山 能義
大会事務局長	今井 徹

第2章 参加申込

第9条 参加申込受付期間

受付開始:2017年11月6日(月) 10:00

受付締切:2017年11月18日(土) 19:00

第10条 参加申込および問い合わせ先(大会事務局)

<問合せ先>

大会事務局

〒399-8203 長野県安曇野市豊科田沢 6468

TEL 0263-87-9006 FAX 0263-87-9008 担当者:森山 能義

※22:00以降の問い合わせは FAX または e-mail のみとする。

e-mail :office@mcsc-rally.net/

URL :http://mcsc-rally.net/

<参加申込要領>

- 1) 参加申し込みは指定の用紙に必要事項を記入し、署名捺印の上、必要書類と共に大会事務局まで郵送すること。

参加料については、全額銀行振込とする。

郵送する書類に振込元の銀行の発行する振込明細票または振込領収書の写しを同封し、振込名義を振込明細書に確実に記入すること。

- 2) 参加者は、本競技会に有効な対人賠償保険(または共済等)および搭乗者傷害(または共済等)に加入しなければならない(オーガナイザーが用意する保険に加入する場合は、事務局にお問い合わせください)。
- 3) 競技会参加者の宿泊は参加料に含まれない。

<参加申込>

- 1) 申込先

大会事務局

〒399-8203 長野県安曇野市豊科田沢 6468

TEL 0263-87-9006 FAX 0263-87-9008 担当者:森山 能義

- 2) 参加料振込先

松本信用金庫 本店営業部

普通口座 0630417

口座名義 松本カースポーツクラブ

- 3) 提出書類

- (1) 参加申込書

第11条 参加資格

- 1) 1台の車両に乗車するクルーは、最大乗車定員まで追加することができる。
- 2) クルーは当該参加車両の自動車運転免許証を所持している事。
- 3) 20才未満の者が参加する場合には、親権者の承諾を必要とする。

第12条 参加料およびサービス登録料

- 1) 参加料

各クラス 20,000円 /1台(2名) ※学生割適用の際は 15,000円

・参加料には、11月25日(土)の昼食代が含まれる。

・同乗者1名増員毎に2,000円追加する。

第13条 参加受理及び申し込み事項の変更

- 1) 参加受理
競技会事務局にて参加者の正式受理を決定し、参加者に参加受理書で通知する。
- 2) 参加不受理
参加不受理の場合は、事務諸経費 2,000 円を差し引いて参加料を返還する。また、正式参加受理後、参加料および提出書類は一切返還されない。
- 3) 乗員の変更
正式参加受理後のクルーの変更は認められない。但し、ナビゲーターについては、参加者から理由を付した文書が提出され、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りではない。
- 4) 参加車両の変更
正式参加受理後の参加車両の変更は認められない。但し、参加者から理由を付した文書が提出され、競技会審査委員会が認めた場合は、同一クラスに限り認められる。
- 5) 参加拒否
オーガナイザーは参加者に対して、その理由を明示する事なく参加を拒否する権限を保有する。

第14条 参加台数

- 1) 総参加台数 40 台までとする。
- 2) 申込台数が 40 台を超えた場合は、競技会組織委員会の選考により決定する。

第15条 クラス区分及びシード選手

- 1) クラス区分及びシード選手
 - (1) シード選手とは、前年シリーズにおいて、1 つのクラス A 及びクラス B のドライバーまたはナビゲーター部門において、獲得したシリーズポイントの合計が 10 点以上の者とする。
 - (2) クラスは以下の 3 クラスとする。

クラス A	使用機器及び出場実績による制限を設けない。
クラス B	ラリーコンピューターの使用は認められない。
クラス C	使用機器の制限を設けない。但し、2017 年関東デイルーシリーズ共通規則書第 16 条 1 項に定めるシード選手についての出場は、シード選手認定要因がドライバー及びナビゲーターかを問わず、クラス C のドライバー・ナビゲーターとしての出場は認められない。

※詳細は関東デイルーシリーズ共通規則書を参照の事

- 2) 車両の定義, 安全装備
 - (1) 2017 年の JAF 国内競技車両規則ラリーF車両。
 - (2) マフラー(消音器)は純正品の装着を推奨する。(地域住民への配慮として厳守のこと)。
- 3) 競技車両に搭載するもの
 - (1) 非常用停止表示板 2 枚(三角反射板)
 - (2) 非常用信号灯(発炎筒)
 - (3) 赤色灯
 - (4) 牽引用ロープ
 - (5) 救急薬品

第3章 競技

第16条 公式車両検査

- 1) 場所
信州安曇野スイス村駐車場
- 2) 車両検査
規定の時間内に車検に合格しない車両は、例外なくスタートできない。
- 3) 再検査
ゴール後、暫定結果に従い、各クラスの 1~3 までの車両に対して、再車検を行う場合がある。

第17条 タイヤ

- 1) 使用できるタイヤの種類および本数は制限しない。

第18条 ルート

- 1) 競技のルートおよびその他の必要情報はすべてコマ図に記載する。
- 2) オーガナイザーは、天候・道路状況によりルートおよび指示事項を公式通知により変更する場合がある。
- 3) ルートはオーガナイザーが数回の試走を行い、基準を定める。

第19条 計時方法

- 1) 公式時刻は、日本標準時を基準とした競技会計時委員の時計による。
- 2) 計時は車両の前輪の中心が CP ラインを通過した時刻を計測する。
- 3) 計時はすべて秒単位で行われ、秒未満を切り捨てる。
- 4) 各 CP のスター時刻は、チェックカードに記入された時刻(時, 分, 秒)に 1 分を加えた時刻とする。

第20条 チェックポイント(CP)

- 1) CP は原則として進行方向左側に設置され、CP 表示物によってその位置を競技者に明示する。
- 2) CP の位置とその区間の決定は安全を考慮した適切なものとし、CP 間距離の規制はないものとする。

第21条 パスコントロールポイント(PC)

- 1) 各 CP 間には速度変更地点(PC)を設置することがある。この地点までの所要時間計算の秒はそのまま加算し、秒未満は切り捨てる。
- 2) PC からの指示速度は指示書に記載する。

第22条 CP の通過方法

- 1) 特に指示された CP を除き CP、フィニッシュの発見後、時間調整とみなされる徐行をした場合は競技役員が速やかにチェックインをうながし、さらにその指示に従わない車両はその役員が当該車両を発見した時刻を通過時刻として記録される。
- 2) 各 CP のコントロールライン通過後はラインから約 20m~100m 先の CP 役員車停止位置に停車してチェックカードの交付を受けること。すでに停車中の競技車のある場合は前方車の後部に順次停車し、前方車が発進してから前進し正しい位置で交付を受ける。
- 3) 計測ライン上を 2 台以上の競技車が並進して通過した場合、進行方向右側の車両は計時されない。
- 4) CP において先着車は後続車の進路を妨げてはならない。
- 5) CP の発見は競技者の義務とする。

第23条 CP の開設・閉鎖

- 1) CP の開設は 1 号車の通過(到着)予定時刻の 15 分前より開設され、閉鎖は最終号車の通過(到着)予定時刻の 15 分後を原則とする。ただし、全車の通過(到着)が確認された場合はこの限りではない。

第24条 減点

- 1) 区間標準所要時間に対する遅早 1 秒につき 1 点の減点。
- 2) CP 不通過は 1 区間につき 1000 点の減点。
- 3) CP 不成立の区間で他に影響を与えた第一原因車に対しては 1000 点の減点。
- 4) 後続車の進路を妨げた場合は 1000 点の減点。
- 5) CP カードの紛失の場合、オフィシャル控えにより減点を計算し、減点結果に 1000 点の減点を加える。
- 6) CP またはフィニッシュ発見後、時間調整とみなされる停車をしたとき 1000 点の減点。
- 7) コントロールシートの計算間違いをした場合、1 箇所につき 10 点の減点。
- 8) 上記を超える違反は競技会審査委員会の裁定による。また競技会審査委員会は、必要な場合に上記減点を重くすることができる。

第25条 競技結果

- 1) 競技結果は区間標準所要時間に対する減点およびその他減点合計して決定される。
 - ・暫定最終結果: 当該ラリー終了後発表される暫定結果。
 - ・正式最終結果: 暫定最終結果発表後、30 分が経過し、競技会審査委員会による承認を経た当該ラリーの公式結果。
- 2) 各クルーの成績は減点合計の少ないものを上位とする。同点の場合、以下の通りとする。
 - (1) 1CP の減点が少ないチーム。
 - (2) 同減点の場合はその後、2CP, 3CP・・・と続き順位を決定する。
 - (3) 上記の方法で決定出来ない場合、抽選により決定される。

第26条 リタイヤ

- 1) 競技から離脱した場合は直ちに最寄りの競技役員にリタイヤ届を提出すること。提出が不可能な場合は電話等の手段で競技会事務局に連絡すること。
- 2) 失格またはリタイヤとなった場合は、直ちにゼッケンおよびその他競技関係添付物を取り除くこと。

第27条 参加者の遵守事項および注意事項

- 1) 競技中はいかなることがあろうとも、現行道路交通法の遵守を最優先とし、他の交通に迷惑を及ぼさないこと。
- 2) 他車に追従する場合または対向車がある場合は、前照灯の照射方向を適切に変換し、眩惑を生じさせないように留意すること。
- 3) 明らかに追い越そうとしている車両がある場合は、安全かつ速やかに進路を譲ること。
- 4) 登録したクルー以外は乗車してはならない。
- 5) クルーは指示された行程を正確に維持しなければならない。尚、何らかの原因でオーガナイザーが迂回を指示した場合はその迂回ルートに従うこと。
- 6) 安全ベルトは必ず装着すること。
- 7) オーガナイザーの指示がある場合は、必ずサイドウィンドウを閉じて走行すること。
- 8) 競技上のあらゆる規定、オーガナイザーの指示に従い、スポーツマンとして公正な行動をとること。
- 9) 本競技会のための練習走行を禁止すると共に、オーガナイザーにより、明らかにそれと認められた場合、失格を含むペナルティを課すと共に、道路補修等の責を負うものとする。

第28条 罰則

- 1) 参加者または乗員が下記に該当する行為をなした場合には、失格となる。
 - (1) 対人あるいは対物事故を起こしたとき。
 - (2) 道路交通法に違反したとき。
 - (3) リタイヤの申告をせず競技から離脱したとき。
 - (4) 走行マナーおよび競技者としての態度や品行に問題があるとき。
 - (5) チェックカードもしくはコントロールシートを改ざんしたとき。
 - (6) 車両規則違反が発見されたとき。
 - (7) 競技中に乗員または車両を変更したとき。
 - (8) 参加者または関係者間で不正行為があったとき。
 - (9) その他競技役員の重要な指示に従わなかったとき。
 - (10) 各諸規則および本規定ならびに競技会特別規則に関する重大な違反があったとき。
- 2) 参加者または乗員が下記に該当する行為をなした場合には、競技会審査委員会の裁定により罰則が適用されることがある。
 - (1) 乗員および競技参加者がブリーフィングに遅刻または欠席したとき。

第29条 損害の補償

- 1) 参加者は参加車両及びその附属品が破損した場合ならびに第三者に損害を与えた場合、また道路施設等を損壊した場合、その責任を自己が負わなければならない。
- 2) 参加者はオーガナイザーならびに大会役員、道路施設等の管理者が一切の損害事故の責任を免除されていることを了承しなければならない。すなわち大会役員はその役務に最善を尽くすことはもちろんであるが、もし参加者の負傷・死亡・その他車両の損害賠償などに対してオーガナイザーならびに大会役員、道路施設等の管理者が一切補償責任を負わない。
- 3) 参加者が競技中に起こしたオーガナイザーならびに大会役員車及びその器材、道路施設等との事故はいかなる場合も参加者が責任をもって賠償するものとする。

第30条 競技会の中止、延期、取り止め、打ち切り

- 1) 保安上または不可抗力による事情が生じた場合は競技会審査委員会の決定によって競技を中止または延期、途中取り止めることができる。
- 2) オーガナイザーは参加申込み締め切り後、参加台数が5台に満たない場合は競技を中止または延期することができる。
- 3) 競技中止の場合、事務手数料(1,000円)を差し引き、参加料は返金される。

第31条 抗議

- 1) 参加者は自分が不当に処遇されていると判断するときにこれに対して抗議する権利を有する。但し、参加拒否・審判員の判定・スタート順位及び道路状態に対する抗議は受け付けない。

- 2) 抗議申し立ては文書によって行い、抗議料として1件につき20,900円を添え、競技長を経て競技会審査委員会に提出されなければならない。抗議料はその抗議が認められた場合にのみ返還される。
- 3) 競技に関する抗議は競技者のゴール到着後30分以内に文書にて提出されなければならない。但し、チェックカード及びタイムカードの記入事項に関する抗議はそれが交付された地点で1分以内に口頭で行い、記入事項の訂正を受けた場合はその担当オフィシャルの署名を得たもののみ有効とする。
- 4) 車両検査に関する抗議は判定の直後に文書にて提出しなければならない。
- 5) 成績に関する抗議は暫定結果発表後30分以内に文書にて提出しなければならない。
- 6) 役務に付いている競技役員はたとえ抗議が提出されている場合でもそれと関係なく自分の義務と権限を正當に執行できる。
- 7) 競技会審査委員会による抗議の裁定結果は競技会審査委員長により関係当事者のみに口頭で通知される。競技会当日、競技会審査委員会の裁定が下されない場合はその暫定発表の日時・場所を発表し延期することができる。尚、抗議は1件につき代表者1名として上記の手続きを取らなければならない。

第32条 賞典

各クラス 1～3位 M.C.S.C.盾・副賞 4～6位 副賞
但し、各クラスとも参加台数の30%を超えない範囲とする。

第33条 その他

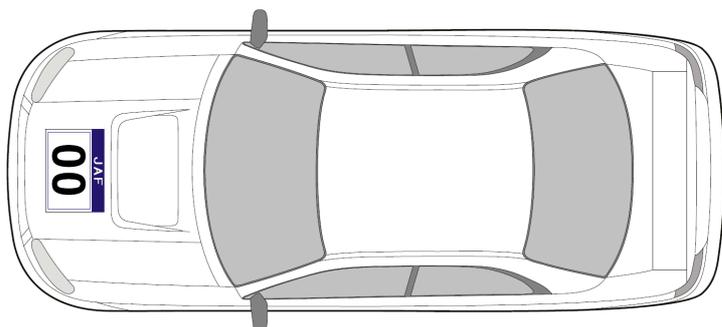
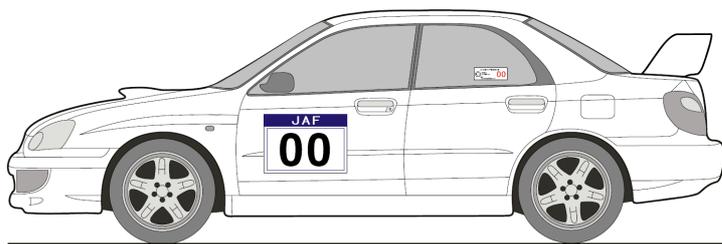
- 1) 本特別規則は、本競技会に適用されるもので参加受付と同時に有効となる。
- 2) 本特別規則に記載されていない事項については、JAF国内競技規則とその付則、およびFIA国際モータースポーツ競技規則とその付則に準拠する。

M.C.S.C. クリスマスラリーNo.31 大会組織委員会

付則

付則1 - ゼッケンの貼付場所

ゼッケン : 左右ドアおよび、ボンネットの計3枚



付則2 - 競技会に有効な保険

- 参加者はラリー競技会に有効な対人賠償保険(または共済等)および搭乗者傷害(または共済等)に加入しなければならない。搭乗者傷害はJMRCの見舞金制度等でも認める。
- 参加者個人で加入できない場合は、JMRC 関東ラリー見舞金制度を利用できる。
この制度に加入する場合は参加申込時にドライバー、ナビゲーターの JMRC 関東スポーツ安全保険 B または C 区分加入証のコピーを添付すること。
スポーツ安全保険未加入の者は、参加申し込み時に加入することができるので、JMRC 関東見舞金制度等申込書及び参加費計算書に記入し申し込みをすること。

JMRC 関東ラリー見舞金制度掛金	5,000 円(1 台)
スポーツ安全保険加入 C 区分	1,850 円(1 人)
B 区分	1,200 円(1 人) 65 歳以上

●JMRC 関東見舞金制度ワンイベント加入

JMRC スポーツ安全保険に加入してなく、またライセンスを所持していない乗員がいる場合は JMRC 関東見舞金制度ワンイベント加入を利用することにより、JMRC 関東ラリー見舞金制度に加入することができる。

ワンイベント加入	1,500 円(1 人)
----------	--------------

補足資料 関東デリラリーシリーズ共通規則書 第16条 クラス区分及びシード選手

● クラス B

ラリーコンピューターの使用は認められない。ラリーコンピューターについては、以下の定義の通りとする。

【ラリーコンピューターの定義】

「電気を動力とし、車両から取得された速度又は距離情報等を基に、指示速度に対する早遅を算出し、表示する機器」とする。距離や速度のみを表示するものについてはラリーコンピューターには該当しないものとする。また、手動によるもの(計算尺等)も該当しないものとする。

ラリーコンピューター認定機種一覧

2016/02/04 現在

品名	販売/メーカー名	備考
DENKA	Faith Craft	
DX500Rally	Pro Web-C Tech.Co.,LTD.	※GPS のみでの使用は除く
RC-NONO	LAILE	
F-ROM	ALEX	
JX-555	F&O SYSTEM	
JX-777	F&O SYSTEM	
CRT-4500	カーショップ COMPE	
ドライブモニターNo4020	永井電子機器	
RP-80/80A	セントラルエンジニアリング	
RP-88	セントラルエンジニアリング	
RP-90S/900	セントラルエンジニアリング	
ASC-811	ASC	
KURONOS MARK-V	ジェルエレクトロニクス	
J-4	AVCO	
RE-01	エナック	
スピードタイマー	カゼヤ	
RC-8085	Rally&Speed MATSUMOTO	
TRD Mk-II	TOSCO	
PARTNER	ROUTE6	
GR-999	GRANTZ	
CORALBA C-GIANT	CORALBA	
CORALBA C-RALLY	CORALBA	
G200	Monit	※GPS 運用も含む(併用となるため)
TC200	Monit	
Q20	Monit	